

コンプライアンス体制

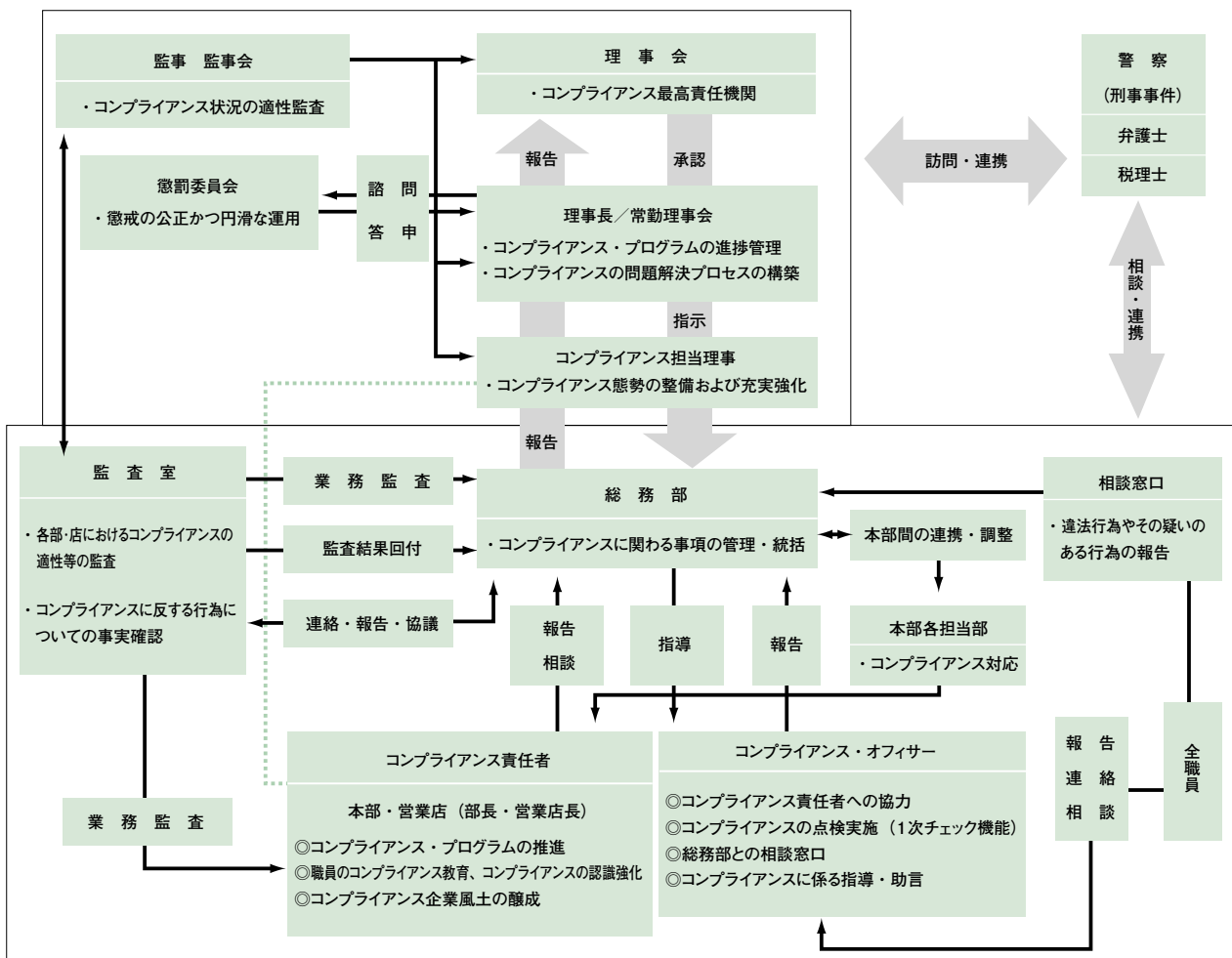
当組合は、広島県内を営業地域とする協同組織金融機関として、中小零細事業者および勤労者の方々の資金の円滑化、ならびに組合員の皆さまの経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っております。

これまでこうした社会的使命と公共性を充分自覚し、誠実・公正な業務遂行に努めてまいりました。今後も、引き続きコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、役職員一人ひとりが法令等の遵守およびモラルの高揚に努めてまいります。

当組合では、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス統括部署」を設置するとともに、営業店および各部に「コンプライアンス責任者」ならびに「コンプライアンス・オフィサー（担当者）」を置くなど体制の整備を図っております。

また、全役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、集合研修や職場内研修を実施して、その徹底を図るとともに、コンプライアンスを実現するための具体的実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、組合全体に法令等の遵守を徹底する企業風土の醸成に努めております。

コンプライアンス体制図



リスク管理体制

金融のグローバル化の進展や金融技術の革新等を背景に、金融機関の抱えるリスクは、一段と複雑・多様化してきており、金融機関には、いかなる環境の変化にも対応できる経営体質の構築とリスク管理体制の強化が求められております。

当組合では、リスク管理の一層の充実・強化が重要課題であると認識し、主要なリスクである「金利リスク」、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」の管理について、それぞれ管理部署を定めるとともに、それを常勤理事会が統括し、複雑・多様化するリスクに対して適切に対応するなど統合的リスク管理を実施しております。

各リスク管理体制について

統合的リスク管理

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクのことです。当組合では、資産の健全性確保を経営の最重要課題と位置づけ、業務推進部署から独立した本部審査体制の整備、信用格付制度および自己査定制度による客観的な信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて、信用リスク管理の高度化に努めております。また、信用リスク管理の基本原則等を定めたクレジットポリシーを制定し、全職員へ徹底することなどにより、信用リスク管理のレベルアップに努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、有価証券価格等が変動することにより損失を被るリスクのことです。市場性取引は瞬時にして多大な損失を及ぼす可能性を内在しているため、当組合では厳格な管理を実施しております。具体的には、内部統制の強化を目的として、取引実施を行うフロントオフィスと後方事務を行うバックオフィスを分離して設置しており、相互牽制が働く体制を整えております。また、市場リスク全体の管理として、保有可能なリスク量に対して一定の限度を設定しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。当組合では、流動性リスクを重大なリスクと位置づけ、資金計画に基づく適切なポジション管理により、余裕を持った資金繰り運営を行っております。具体的には、当組合の運用・調達構造の定期的な点検に加え、資産規模や調達能力等を勘案のうえ、資金調達に関するガイドライン等を設定し、調達の安定化を図っております。さらに、市場調達環境の急変などにより流動性リスクが顕在化した場合に備え、緊急度合いに応じて機動的な対応が図られるよう、緊急時フェーズ別の対応策を定めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外的要因により生じる損失に関するリスクであり、事務リスク・システムリスク・法務リスクを含む広義のリスクです。オペレーショナル・リスクは、金融業務に広く内在するリスクであり、顕在化の形態も多様なことから、リスクを適切に把握・コントロールする必要があります。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定については、「基礎的手法」（業務粗利益に15%を掛けた額の直近3か年の平均額）を採用しております。

顧客保護管理体制について

顧客保護等管理基本方針

1 お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令等を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」という。）を利用し、または利用しようとする方（以下、「お客さま」という。）の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2 お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3 お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4 お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5 業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱い、お客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報およびお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

※お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までお申し出下さい。

【お問い合わせ窓口】 広島県信用組合業務部 電話番号 0120-745-530

(受付時間 9:00 ~ 17:00 ただし、当組合の休業日を除きます。)

■ 個人情報の利用目的について

当組合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、お客さまの個人情報を次の業務および利用目的達成に必要な範囲で利用いたします。ただし、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外には利用いたしません。

◆ 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2) 保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。）

◆ 利用目的

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご案内のため
- ⑪ 提携会社等のサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ 組合員資格の確認および管理のため
- ⑭ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑮ お客さまの安全および財産を守るため、または防犯上の必要から防犯カメラの映像を利用すること

※ 人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪歴についての情報等の特別な非公開情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

※ 個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外には利用いたしません。

■ 金融商品に係る勧誘方針

金融商品の勧誘にあたっては、次の方針を守ります。

平成 19 年 9 月 30 日に投資性の強い金融商品を幅広く規制対象とする横断的な利用者保護法制として、金融商品取引法が施行され、あわせて改正金融商品販売法も施行されました。

当組合は、これらの法律に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- 1 当組合は、お客さまの資産運用目的・知識・経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と金融商品の説明を行います。
- 2 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品やそのリスクの内容などについて説明いたします。
- 3 当組合は、確実・公正な勧誘を心掛け、断定的な判断の提供や事実と異なる説明などお客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 当組合は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。ただし、事前にお客さまからのご了解をいただいている場合を除きます。
- 5 当組合は、お客さまに対し適切な勧誘を行うため、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

※ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

庶務概要

●通常総代会

平成 20 年 6 月 13 日に開催した第 55 期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認されました。

〔報告事項〕 第 55 期貸借対照表、損益計算書および事業報告について

- 〔議案事項〕
- 1 第 55 期剰余金処分案承認の件
 - 2 第 56 期事業計画および収支予算案に関する件
 - 3 定款の一部変更に関する件
 - 4 組合員除名に関する件
 - 5 役員選挙に関する件

●理事会

当期中に通算 7 回開催し、重要事項を審議決定しました。

●登記事項

平成 19 年 4 月 19 日 出資の総口数および払込済出資総額の変更登記
 平成 19 年 6 月 29 日 代表理事就退任登記
 平成 19 年 7 月 31 日 公告方法の変更
 平成 19 年 10 月 4 日 目的等（事業）の変更
 平成 19 年 12 月 5 日 従たる事務所の住所表示の変更（熊野支店）

●その他庶務事項

平成 19 年 10 月 30 日 業務方法書の一部変更届の提出
 平成 19 年 12 月 26 日 金融商品取引法施行に伴う「みなし登録金融機関」に係る依頼書等の提出

役員 の 状 況

(平成 20 年 6 月 30 日現在)

理 事 長		吉 田 貞 之
専 務 理 事		宮 本 謙 五
常 務 理 事	(経営企画部長)	西 川 和 彦
常 勤 理 事	(管理部長)	加 藤 佳 輝
常 勤 理 事	(業務部長)	深 山 春 幸
常 勤 理 事	(本店営業部長)	井 上 公 基
理 事		川 本 清 之
理 事		小 林 英 雄
理 事		竹 森 鉄 舟
理 事		鳴 高 貞 雄
理 事		福 原 康 彦
理 事		伏 見 暁
理 事		村 上 祐 司
理 事		山 田 正 司
監 事	(常勤監事)	金 川 軍 之 進
監 事	(員外監事)	木 之 下 義 昭
		辻 田 博 郎

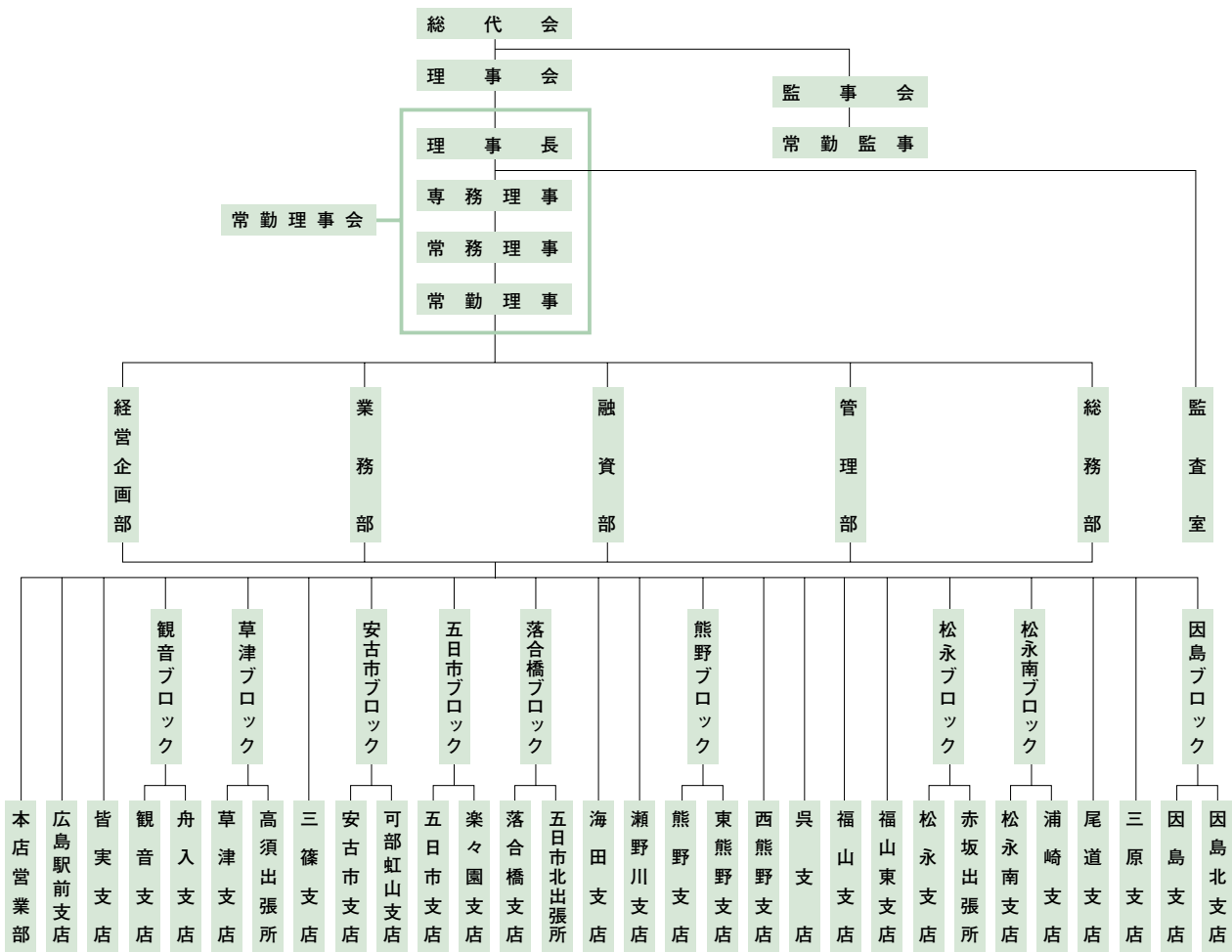
(注) 監事のうち木之下義昭は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 3 に規定する員外監事です。

職 員 の 状 況

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

	平成 19 年度	平成 18 年度
男子	141 人	141 人
女子	91 人	83 人
合 計	232 人	224 人
平均年齢	40 歳 2 月	41 歳 0 月
平均勤続年数	17 年 3 月	18 年 8 月

組織図



ケンシンの歩み

- 昭和28年 4月 広島県厚生信用組合を創立
- 昭和47年 4月 五日市・安芸信用組合と合併、広島県中央信用組合に改称
- 昭和48年 4月 松永信用組合と合併
- 昭和52年 7月 現在地に本店を新築
- 昭和54年 3月 全店オンライン化に着手
- 昭和57年11月 預金・融資・為替など全科目のオンライン化を完了
- 昭和58年 3月 (財)けんしん育英文化振興財団を設立
- 昭和59年 4月 広島県信用組合(略称ケンシン)に改称
- 平成 3年 5月 第3次オンライン移行
- 平成 4年 3月 因島信用組合と合併
- 平成 7年10月 日本銀行歳入復代理店許諾(本店)
- 平成13年11月 損害保険の窓口販売開始
- 平成17年12月 証券会社紹介業務の取扱開始

総代会の概要

総代会制度について

- ◆当組合は、中小企業等協同組合法第 55 条に基づき、定款の定めるところにより「総代会」を設けています。
- ◆総代会は、組合の最高意思決定機関であり、定款の変更、組合の解散または合併、組合員の除名、事業の全部の譲渡、規約の設定・変更または廃止、毎事業年度の収支予算および事業計画の設定または変更など極めて重要な事項を決定する機関です。
- ◆総代会は、組合員のうちから公平な選挙により選ばれた総代が構成員です。総代は、組合員の地区代表として総代会に出席し決議に参加します。
- ◆総代会は、通常毎年 6 月に開催されますが、必要あるときは臨時総代会を招集することもできます。

総代の選出方法および任期

- ◆総代の選挙には、総代選挙規約の定めるところにより組合員であれば誰でも立候補することができます。総代の立候補は、文書でその旨届け出て、選挙区ごとに組合員が選挙し決定します。
- ◆総代の定数は、定款第 29 条により、140 人以上 160 人以内と定められています。
- ◆総代の任期は、3 年間です。
- ◆総代の選挙区別総代氏名は、次のとおりとなっています。

(敬称略、アイウエオ順)

	選挙区別総代氏名 (合計 160 名)										
本店選挙区 (17 名)	網谷 康司 神保 紘 東 正治	綾部 博臣 田中 一夫 松野 行雄	小田 富貴子 谷川 洋路 水入 康行	柿木田 勇 森 恵子 山下 宏民	河本 八郎 西本 昌弘 山根 俊思	倉本 隆之 林 成昭					
草津選挙区 (7 名)	金本 英樹 和田 脩	川本 清之	故選 一法	坂本 昌穂	定田 敬三	西村 和雄					
安古市選挙区 (7 名)	五十嵐 貢 野地 裕三	稲田 武義	小笠原 裕	角川 勝彦	中本 賢	西田 由蔵					
海田選挙区 (14 名)	石川 三千男 中島 勝義 宮坂 和成	岩本 勝彦 野村 光弥 山岡 明	植田 賢治 林 義康	梅田 修治 東 一壮	金子 正昭 伏岡 勝二	川平 厚美 松浦 富士男					
広島駅前選挙区 (5 名)	岩崎 晴治	斉藤 郁夫	中村 邦雄	中本 敏行	三上 純一郎						
観音選挙区 (8 名)	上田 清海 山口 勇郎	岡田 泰司 吉岡 輝雄	小川 正紹	鬼武 英生	高木 英洋	萬谷 暉					
三篠選挙区 (6 名)	荒川 慎吾	功野 博己	佐野 重一	藤田 欣也	藤谷 繁盛	光廣 昌史					
皆実選挙区 (7 名)	岩田 一成 藤田 博徳	角山 吉護	小只 正俊	佐々木 徹	田島 修	西濱 忠利					
五日市選挙区 (12 名)	金子 明弘 藤井 章	児玉 邦夫 前田 鍛	児玉 繁夫 三村 智	児玉 正樹 山岡 正	清水 徳夫 山下 清	二本松 治義 山田 敏彦					
落合橋選挙区 (6 名)	佐々木 繁盛	下手 福義	高木 幸彦	武本 義秋	中野 透	米村 賢次					
熊野選挙区 (18 名)	荒谷 忠治 友井 敏夫 南田 秀夫	上馬場 隆治 友井 幸雄 三村 博昭	近藤 小次郎 林 敏雄 宮坂 岩雄	実森 康宏 平本 芳之 宗盛 勝則	世木田 優 藤尾 幸郎 山田 耕一	竹森 鉄舟 本迫 修 山中 孝昭					
呉選挙区 (4 名)	児玉 清司	是友 龍彦	笹本 健二	松本 隆行							
福山選挙区 (12 名)	荒木 照夫 小松 安弘	猪原 克己 西本 寿志	小川 高士 的井 善美	方川 幸亮 村上 徹	小林 資 山手 博人	小林 英雄 横野 忠正					
松永選挙区 (8 名)	小川 泰太郎 矢野 利明	橋高 和男 山岡 一夫	斎藤 誠	信岡 健一郎	平井 靖紀	森上 茂光					
尾道選挙区 (4 名)	國延 弘良	古川 龍太	美ノ上 泰昌	吉野 武彦							
松永南選挙区 (8 名)	大村 琢也 砂原 祐次	神原 一省 宮里 毅	桑木 陽一郎	心石 務睦	榊田 行男	佐藤 高廣					
三原選挙区 (4 名)	沖 昌正	中岡 洋二	中川 初雄	山本 研一							
因島選挙区 (13 名)	圓光 秀己 柏原 公生 弓場 敏男	岡野 英司 小林 菱一	岡野 孝治 沢野 学	小川 勝 田頭 三弘	小原 鬼一 松浦 新吾郎	香川 一紀 村井 敏宏					

(平成 20 年 6 月 30 日現在)